

## 経済産業省

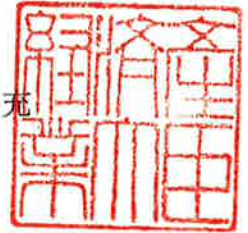
20140813情第2号

平成26年8月18日

一般社団法人新経済連盟

代表理事 三木谷 浩史 殿

経済産業大臣 茂木 敏元



### 個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底についての要請

個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報保護法に基づき、個人情報を取り扱うすべての事業者にとっての極めて重要な義務として、その適正な取扱いが求められてきました。国民の信頼を得て事業を行うためにも、個人情報保護法を遵守し、万全な対応を取る責任を有していることは言うまでもありません。

今般、教育関係事業者において、子供の情報を含む極めて多数の個人情報が漏えいするという事案が発生し、多くの保護者や国民に不安を与えていることは誠に遺憾です。経済産業省としては、今般の事案を踏まえ、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、個人情報保護の重要性と事業者が講ずるべき具体的な措置についての周知徹底に一層取り組むこととしております。

産業界の個人情報保護の取組の向上に向けて、経済産業省としては、経済産業分野の事業者及び業界団体等における個人情報保護のための円滑な取組を促す観点から、個人情報保護法で規定された事業者の義務規定をより具体化・詳細化した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を策定しております。また、個人情報を含む営業秘密については、企業における営業秘密の管理強化に資するよう、「営業秘密管理指針」を公表しております。この他、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では、個人情報や技術情報等の重要情報について、特に組織の内部関係者の不正行為による情報漏えいを防止するため、「組織における内部不正防止ガイドライン」を策定しております。

つきましては、貴団体におかれましては、会員各社に対し、別紙により、社内の安全管理措置、委託先及びその先に関与する事業者の監督、外部からの適正な個人情報の取得を含めた個人情報保護法等の遵守に関し、現場担当者にとまらず、社内全体、委託先事業者等に、万全を期することについて、周知徹底を図っていただくよう要請いたします。

## 経済産業省

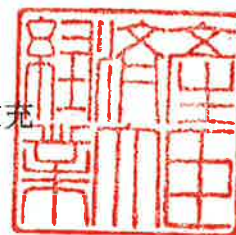
20140813情第2号

平成26年8月18日

一般社団法人日本経済団体連合会

会長 榊原 定征 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



### 個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底についての要請

個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報保護法に基づき、個人情報を取り扱うすべての事業者にとっての極めて重要な義務として、その適正な取扱いが求められてきました。国民の信頼を得て事業を行うためにも、個人情報保護法を遵守し、万全な対応を取る責任を有していることは言うまでもありません。

今般、教育関係事業者において、子供の情報を含む極めて多数の個人情報が漏えいするという事案が発生し、多くの保護者や国民に不安を与えていることは誠に遺憾です。経済産業省としては、今般の事案を踏まえ、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、個人情報保護の重要性と事業者が講ずるべき具体的な措置についての周知徹底に一層取り組むこととしております。

産業界の個人情報保護の取組の向上に向けて、経済産業省としては、経済産業分野の事業者及び業界団体等における個人情報保護のための円滑な取組を促す観点から、個人情報保護法で規定された事業者の義務規定をより具体化・詳細化した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を策定しております。また、個人情報を含む営業秘密については、企業における営業秘密の管理強化に資するよう、「営業秘密管理指針」を公表しております。この他、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では、個人情報や技術情報等の重要情報について、特に組織の内部関係者の不正行為による情報漏えいを防止するため、「組織における内部不正防止ガイドライン」を策定しております。

つきましては、貴団体におかれましては、会員各社に対し、別紙により、社内の安全管理措置、委託先及びその先に関与する事業者の監督、外部からの適正な個人情報の取得を含めた個人情報保護法等の遵守に関し、現場担当者に止まらず、社内全体、委託先事業者等に、万全を期することについて、周知徹底を図っていただくよう要請いたします。

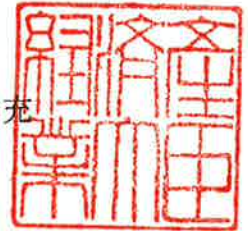
## 経済産業省

20140813情第2号  
平成26年8月18日

全国商工会連合会

会長 石澤 義文 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



### 個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底についての要請

個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報保護法に基づき、個人情報を取り扱うすべての事業者にとっての極めて重要な義務として、その適正な取扱いが求められてきました。国民の信頼を得て事業を行うためにも、個人情報保護法を遵守し、万全な対応を取る責任を有していることは言うまでもありません。

今般、教育関係事業者において、子供の情報を含む極めて多数の個人情報が漏えいするという事案が発生し、多くの保護者や国民に不安を与えていることは誠に遺憾です。経済産業省としては、今般の事案を踏まえ、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、個人情報保護の重要性と事業者が講ずるべき具体的な措置についての周知徹底に一層取り組むこととしております。

産業界の個人情報保護の取組の向上に向けて、経済産業省としては、経済産業分野の事業者及び業界団体等における個人情報保護のための円滑な取組を促す観点から、個人情報保護法で規定された事業者の義務規定をより具体化・詳細化した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を策定しております。また、個人情報を含む営業秘密については、企業における営業秘密の管理強化に資するよう、「営業秘密管理指針」を公表しております。この他、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では、個人情報や技術情報等の重要情報について、特に組織の内部関係者の不正行為による情報漏えいを防止するため、「組織における内部不正防止ガイドライン」を策定しております。

つきましては、貴団体におかれましては、会員各社に対し、別紙により、社内の安全管理措置、委託先及びその先に関与する事業者の監督、外部からの適正な個人情報の取得を含めた個人情報保護法等の遵守に関し、現場担当者に止まらず、社内全体、委託先事業者等に、万全を期することについて、周知徹底を図っていただくよう要請いたします。

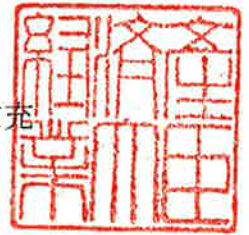
## 経済産業省

20140813情第2号

平成26年8月18日

全国中小企業団体中央会  
会長 鶴田 欣也 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



### 個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底についての要請

個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報保護法に基づき、個人情報を取り扱うすべての事業者にとっての極めて重要な義務として、その適正な取扱いが求められてきました。国民の信頼を得て事業を行うためにも、個人情報保護法を遵守し、万全な対応を取る責任を有していることは言うまでもありません。

今般、教育関係事業者において、子供の情報を含む極めて多数の個人情報が漏えいするという事案が発生し、多くの保護者や国民に不安を与えていることは誠に遺憾です。経済産業省としては、今般の事案を踏まえ、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、個人情報保護の重要性と事業者が講ずるべき具体的な措置についての周知徹底に一層取り組むこととしております。

産業界の個人情報保護の取組の向上に向けて、経済産業省としては、経済産業分野の事業者及び業界団体等における個人情報保護のための円滑な取組を促す観点から、個人情報保護法で規定された事業者の義務規定をより具体化・詳細化した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を策定しております。また、個人情報を含む営業秘密については、企業における営業秘密の管理強化に資するよう、「営業秘密管理指針」を公表しております。この他、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では、個人情報や技術情報等の重要情報について、特に組織の内部関係者の不正行為による情報漏えいを防止するため、「組織における内部不正防止ガイドライン」を策定しております。

つきましては、貴団体におかれましては、会員各社に対し、別紙により、社内の安全管理措置、委託先及びその先に関与する事業者の監督、外部からの適正な個人情報の取得を含めた個人情報保護法等の遵守に関し、現場担当者に止まらず、社内全体、委託先事業者等に、万全を期することについて、周知徹底を図っていただくよう要請いたします。



## 経済産業省

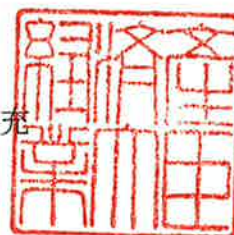
20140813情第2号

平成26年8月18日

日本商工会議所

会頭 三村 明夫 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



### 個人情報保護法等の遵守に関する周知徹底についての要請

個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、個人情報保護法に基づき、個人情報を取り扱うすべての事業者にとっての極めて重要な義務として、その適正な取扱いが求められてきました。国民の信頼を得て事業を行うためにも、個人情報保護法を遵守し、万全な対応を取る責任を有していることは言うまでもありません。

今般、教育関係事業者において、子供の情報を含む極めて多数の個人情報が漏えいするという事案が発生し、多くの保護者や国民に不安を与えていることは誠に遺憾です。経済産業省としては、今般の事案を踏まえ、個人情報の取扱いを巡る問題の再発防止に向けて、個人情報保護の重要性と事業者が講ずるべき具体的な措置についての周知徹底に一層取り組むこととしております。

産業界の個人情報保護の取組の向上に向けて、経済産業省としては、経済産業分野の事業者及び業界団体等における個人情報保護のための円滑な取組を促す観点から、個人情報保護法で規定された事業者の義務規定をより具体化・詳細化した「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を策定しております。また、個人情報を含む営業秘密については、企業における営業秘密の管理強化に資するよう、「営業秘密管理指針」を公表しております。この他、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）では、個人情報や技術情報等の重要情報について、特に組織の内部関係者の不正行為による情報漏えいを防止するため、「組織における内部不正防止ガイドライン」を策定しております。

つきましては、貴団体におかれましては、会員各社に対し、別紙により、社内の安全管理措置、委託先及びその先に関与する事業者の監督、外部からの適正な個人情報の取得を含めた個人情報保護法等の遵守に関し、現場担当者に止まらず、社内全体、委託先事業者等に、万全を期することについて、周知徹底を図っていただくよう要請いたします。